

## 発議第 4 号

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」及び「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」の撤回を国に求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、つくばみらい市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 6 月 16 日提出

つくばみらい市議会議長 伊藤 正実 様

提出者 つくばみらい市議会議員 間宮 美知子

賛成者 つくばみらい市議会議員 古川 よし枝

### 提案理由

今般、国会で審議されている「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法律案」（略して防衛財源確保法案）及び「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」（略して防衛産業支援法）は、日本国憲法第 9 条とは相いれないものであり、世界でも類をみない平和憲法の趣旨にのっとり、軍事拡張路線や軍事産業助長路線を歩むことがないよう、国に防衛財源確保法及び防衛産業支援法の撤回を求める意見書を提出するものです。

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法律案」及び「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」の撤回を国に求める意見書

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法律案」（略して防衛財源確保法律案）は、日本政府が米国の日本に対する軍事拡張の要求を受け入れ、今後5年間に43兆円もの大軍拡を進める財源を事前に確保するため、年金特別会計に納付すると定められている地域医療推進機構の積立金や、国庫納付とされている国立病院機構の積立金、財政投融资特別会計の剰余金、さらには、復興特別所得税の転用と歳出削減を図り、建設国債の発行などで財源確保をしようというものです。しかし、国民の医療や年金の財源、そして、東日本大震災の復興のために納付している特別の税金を軍事費につぎ込むことは許されません。

また、「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」（略して防衛産業支援法案）は、国が採算の取れない軍事企業の製造施設を買いとり、設備投資や維持管理の経費を負担せずに経営することを可能にさせ、武器輸出への助成も行うとされています。これは、今まで堅持してきた武器輸出三原則を投げ捨て、戦争への道を助長させる法律に他なりません。

憲法第9条では、戦争の放棄と武力による威嚇または行使は放棄すると明記されています。世界でも類を見ない戦争放棄の平和憲法です。この憲法第9条の精神のっとり、軍事拡張路線や軍事産業助長路線を歩まないよう、「防衛財源確保法」及び「防衛産業支援法」の撤回を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月16日

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様

茨城県つくばみらい市議会